

豊川市監査公表第33号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成29年8月14日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	波多野 文 男

【別紙】

定例監査結果に基づく措置通知書（市民部市民課）

監査実施期間 平成28年11月 7日から
平成29年 2月 8日まで

豊川市監査公表第17号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(改善事項)</p> <p>1 戸籍等諸証明の郵政請求事務管理において、分任出納員に分任出納員印が配備されているにもかかわらず、出納員以外の職員が、精算書兼領収書に出納員印を使用しており、職員の認印がなかったため、取扱者を特定することができないので、適正な事務に改善されたい。</p>	<p>1 出納員印は使用せず、各自に配備された分任出納員印を使用して、適正に公金の取扱をするようにしました。</p>

(注) 上記の措置状況は、平成29年6月30日現在のものである。